

## プラスアップ事業協力金（新型コロナ対策）申請要領

本協力金は、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した町内事業者が、感染予防対策の徹底や新たな取り組みへの着手など、従来の事業活動をより発展的に進めようとする場合に交付する町内事業者の事業継続を支援するための協力金です。

### ○申請受付方法・期間

以下日程のとおり申請受付会場を設置しますので、必要書類をご準備の上ご来場ください。

#### ① 商工業者向け申請受付会場

日時：令和2年11月4日（水）～6日（金）の3日間

（午前）9：00～12：00 （午後）13：00～16：00

場所：農林会館 多目的ホール

#### ② 農業者向け申請受付会場

日時：令和2年11月10日（火）～11日（水）の2日間

（午前）9：00～12：00 （午後）13：00～16：00

場所：農林会館 多目的ホール

### ○その他：

- ・新型コロナウイルス感染予防の観点から、会場にお越しの際はマスク着用、検温、消毒にご協力願います。
- ・各会場とも初日は混雑が予想されます。時間に余裕をもってご来場ください。
- ・受付会場設置期間中に来場できない場合は、後日個別に対応をいたしますので役場農政課までご連絡ください。ただし、会場で受付した事業者から優先的に支払処理を進めるため、支払時期が遅れる場合があります。
- ・未記入の申請書をお持ちいただいた場合は受付いたしかねます。記入方法や事業内容について相談したい場合は、事前に役場農政課へお問い合わせください。

### ○問い合わせ先：

#### ①制度全般に関する内容・商工事業者向け申請内容に関するご相談

住田町役場 農政課 商工観光係 TEL：46-3861 FAX：46-3515

#### ②農業者向け申請内容に関するご相談

住田町役場 農政課 農政係・農業振興係 TEL：46-3861 FAX：46-3515

協力金交付のための対象者要件や金額などは、次ページ以降でご確認ください。

**【対象者】** 以下の対象要件を全て満たす事業者が対象となります。

- (1) 令和2年4月1日以前に開業している、次のいずれかに該当する者。
    - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時雇用する従業員の数が2,000人以下）である町内に事業所を有する法人（組合若しくはその連合会又は一般社団法人を除く）及び個人事業者。
    - イ 町内に事業所を有する組合若しくはその連合会又は一般社団法人で、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又はアに該当する法人である者。
  - (2) 令和元年以前から事業収入を得ており、協力金の受領後も町内で事業を継続する意思がある者
  - (3) 過去に同事業の交付を受けていない者
  - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から令和2年9月の間のいずれか一月の売上が前年同月と比較して少しでも減少している者（申請日時点で創業から1年を経過していない場合は、創業から令和2年9月までのいずれか一月の売上を前年同月の売上として比較する）
  - (5) 売上の実績が確認できる書類を作成及び保管している者
- ※ このほか、業種により要件を別に定める場合があります。

- 対象要件に関わらず、法人化していない任意団体、「性風俗関連特殊営業」事業者、政治団体、宗教団体、暴力団・暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者は、本協力金の対象外となります。

**【交付額】** ①～③の合計額が交付金額となります。

- ① 業種別のガイドラインに沿った感染予防対策を講じて（講じる予定も含め）営業している場合 ……10万円
- ② ①の感染予防対策とは別に、新型コロナの影響で落ち込んだ売り上げを回復するために新たな取り組みを展開した（予定含め）場合 ……10万円
- ③ 役員、専従者を除く従業者数が10人未満の場合 ……10万円（※）  
10人以上の場合 ……一人につき1万円（※）

※①、②いずれも該当しない場合は0円です。③の交付額上限は80万円です。

**【申請方法】** 受付会場にて申請書類を提出していただきます。

申請書類に必要事項を記入の上、関係書類を添えて受付会場にて提出してください。

**【商工業者向け受付会場】**

11月4日(水)～6日(金) 9時～12時、13時～16時 場所：農林会館多目的ホール

**【農業者向け受付会場】**

11月10日(火)～11日(水) 9時～12時、13時～16時 場所：農林会館多目的ホール

- 令和2年3月～9月の期間中で何らかの理由により売上の減少額が算定することができない場合、または前年同月比で収入減少額等を算定することが適当でないと考えられる場合は、事前に役場農政課までご相談ください。
- 受付会場設置期間中に来場できない場合は、後日個別に対応をいたしますので役場農政課までご連絡ください。ただし、会場で受付した事業者から優先的に支払処理を進めるため、支払時期が遅れる場合があります。

**【申請に必要な書類】** 不足書類があった場合は受付いたしかねます。

- 住田町プラスアップ事業協力金（新型コロナ対策）申請書兼請求書  
※次ページの「記入例」を参考に記入してください。
- 従業者名簿（任意様式。代表者の記名押印等原本証明をしたもの）
- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書の控えの写し
- （農業者申請時のみ）所得税青色申告決算書の控えの写し
- 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面、その他事業年度の確定申告の基礎となる書類）
- 売上を回復するための新たな取り組みに関する参考資料等（任意）
- 協力金の振込先の口座通帳の写し

**【申請に関する注意事項】** こちらも必ずご確認ください。

- ・国の持続化給付金など他の協力金を受け取った事業者であっても申請が可能です。
- ・未記入の申請書をお持ちいただいた場合は受付いたしかねます。記入方法や事業内容について相談したい場合は、事前に役場農政課へお問い合わせください。
- ・申請内容に虚偽があったり、協力金受取後1年以内にその営業を廃止、移転、売却、譲渡等をした際は、協力金を返還していただく必要があります。
- ・その他協力金に関するQ & Aをまとめておりますので、申請に向けた準備を進める際は必ずご確認ください。

## 別紙様式（第5条関係）

## 住田町プラスアップ事業協力金（新型コロナ対策）申請書兼請求書

令和 2年 11月 4日

住田町長 神田 謙一 様

住 所 住田町世田米字川向 88 番地 1

名 称 有限会社スミタ

代表者名 代表取締役 役場 一郎 ㊞

電話番号 0192-46-2111

事業所名	有限会社スミタ		
事業所所在地	住田町世田米字川向 88 番地 1		
資本金	10,000,000 円	事業開始日	昭和 58 年 8 月 30 日
売上高等	(前年) 令和元年 6 月分	3,500,000 円	減少割合
	(今年) 令和 2 年 6 月分	2,500,000 円	- 28.5 %
従業員数 (※1)	<input type="checkbox"/> 10 人未満 (0~9 人)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 10 人以上 → 従業者数 45 人 (申請日時点)		
感染予防対策 (※2)	<input checked="" type="checkbox"/> 現在、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じた上で営業している、または講じる予定である。		
新たな事業活動 の展開 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/> 売上を回復させるための新たな取り組み等を展開している、または展開する予定である。※以下、取り組み内容を記入すること。		
	(1)	販路拡大を目的にネット通販を新たに開始した。	
	(2)	新たな生活様式について理解を深めるため社内で研修会を開催し、従業員のスキルアップを図った。	
申請・請求金額	(従業員数)	450,000 円 (A)	合計(A)+(B)+(C)  650,000 円
	(感染予防対策)	100,000 円 (B)	
	(新たな事業活動)	100,000 円 (C)	
交付決定額	円 ※町処理欄のため空欄とすること。		

※1 申請日時点における常用雇用者（期間を定めない雇用者、1ヵ月を超える期間を定めた雇用者、事業期間内に18日以上雇用した月が2ヵ月以上あった者等）の人数。

※2 それぞれの事業所における業種別ガイドラインに沿った感染予防対策。

※3 ※2の感染予防対策とは別に、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ売り上げを回復させるための新たな事業活動（テイクアウトの開始、SNSの活用、セミナー受講による従業員等のスキルアップなど）。

《振込口座・宣誓》

金融 機関名	岩手		<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> その他		支店名	世田米 支店				
口座種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他		口座 番号	1	2	3	4	5	6	7
口座 名義人	(フリガナ) ヲゲンガ イヤスマ タ化ヨトリシマリヤク ヤカバ 仔叻 有限会社スミタ 代表取締役 役場 一郎									
宣誓	(1)本申請内容その他提出書類に記載した情報に偽りはありません。また、協力金の交付後に虚偽が判明した場合は、協力金の返還に応じます。 (2)交付決定後も確定申告の写し(令和2年度分)等の書類等の提出の求めに応じます。 (3)自身に係る市区町村税に関する賦課徴収情報の調査を承諾します。 (4)許認可を必要とする事業については関係行政庁の許認可を得ています。  本申請にあたり、上記項目について宣誓します。  宣誓者(名称・氏名)  有限会社スミタ 代表取締役 役場 一郎 ⑨									

<添付書類>

- 従業者名簿(任意様式。提出の際は代表者の記名押印等により原本証明をすること)
- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書の控えの写し
- (農業者申請時のみ) 所得税青色申告決算書の控えの写し
- 対象月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面、その他事業年度の確定申告の基礎となる書類)
- 売上を回復するための新たな取り組みに係る参考資料等(任意)
- 協力金の振込先の口座通帳の写し
- 委任状(任意様式。代理人申請の場合のみ)

## 住田町プラスアップ事業協力金（新型コロナ対策）に関するQ & A

### Q 1 営利型の一般財団法人や一般社団法人などは対象になるのか。

A 対象要件を満たす法人は対象となります。ただし、法人化していない任意団体は対象外となります。

### Q 2 同じ代表者が複数の事業所を営んでいる場合、事業所単位での申請は可能か。

A それぞれの事業所単位で申請することが可能です。

### Q 3 事業の施設を有していることが申請の対象になるのか。

A 施設の有無は要件ではありません。

### Q 4 算出方法における売上とは何か。

A 確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。

### Q 5 支給された協力金の使い方に制限はあるのか。

A 用途は限定していないため、個々の状況に応じて事業継続のために広くお使いいただけます。

### Q 6 代理の名義で申請は可能か。

A 申請は、法人（代表者）、個人事業者ともに、本人名義による申請となります。なお、申請手続きに関しては代理可としますので、委任状（任意様式）をご準備願います。

### Q 7 協力金の交付時期はいつか。

A 申請後、書類に不備がなければ1ヵ月以内に指定の口座に振り込みが完了するよう処理を行います。この時、迅速な処理のため振込通知をもって交付決定を通知したことといたしますので交付決定通知の発送は省略させていただきますのでご了承ください。

### Q 8 複数回支給することは可能か。

A 複数回の支給はできかねます。

### Q 9 プラスアップ事業協力金は課税の対象となるか。

A プラスアップ事業協力金は、課税対象となりますのでご注意ください。

### Q 10 特別定額給付金や都道府県の協力金等とプラスアップ事業協力金の併給は可能か。

A 他の給付金や協力金、各種補助金等との併給が可能です。

**Q11 消費税の申告書類での申請は可能か。**

A 消費税の申告書類は証拠書類としてお使いいただけません。

**Q12 役員や専従者は従業員数に加えても良いのか。**

A 役員の場合、事務職や労務職を兼ねて事業所に常時従事し、一般職員と同じく給与を受けている場合は従業者数に加えていただいて構いません。同じく、専従者が雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている場合についても従業者数に加えていただいて構いません。

**Q13 感染予防対策とは何をすればいいのか。**

A 業種によって必要な感染症対策が異なることから、具体的な感染症対策内容について町から提示をしております。それぞれの業種において、中央団体や関係機関等から示されている業種別のガイドラインに沿った感染症対策を行っていただきます。

**Q14 新たな取り組みとは何をすればいいのか。その具体例などはあるか。**

A 感染予防対策とは別に、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ売り上げを回復させるためのそれぞれの事業所ごとの工夫により新たな事業活動を行っていただきます。なお、取り組む内容に応じた必要条件などは設けておりません。

(以下、取組の一例)

- ・(飲食業) 売上回復のため新メニューを開発した/テイクアウトを開始した
- ・(小売業) 販路を拡大するためにオンラインショッピングを開始した
- ・(建設業) テレビ電話等を活用して現場・事務所間の打ち合わせを遠隔開催にすることで、感染症対策を講じながら作業工程の効率化を図った
- ・(サービス業) コロナ禍のサービス対応を学ぶためのセミナーを受講した
- ・(農業) 販路開拓のため新たな取引先との取引を開始した/模索している

**Q15 添付書類で農業者に対し所得税青色申告決算書の控えの写しを求める理由は何か。**

A 添付書類については、事業者ごとの管轄省庁が示す方針を基に内容を定めています。商工事業者であれば経済産業省中小企業庁が示す方針、そして農業者は農林水産省が示す方針を基としております。農林水産省では、農業者向けの支援策として、今回のように農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する収入保険制度を既に運用しており、その対象者を収入把握の正確性が確立されていることなどを理由に青色申告者としています。

このことから町では、本協力金における農業者からの申請については、管轄省庁である農水省が示す農業者支援策の方針を基に青色申告者を対象としたことから、所得税青色申告決算書の控えの写しを添付書類として求めるものです。